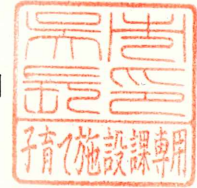


学校法人奥山学園  
理事長 奥山 勉 様

呉市長 新原 芳明



令和2年12月22日付けで申請の幼保連携型認定こども園の設置については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により、次のとおり認可します。

- 1 施設の種類 幼保連携型認定こども園
- 2 施設の名称 桜ヶ丘幼稚園
- 3 施設の所在地 呉市焼山桜ヶ丘二丁目6番28号
- 4 設置主体及び経営主体 学校法人奥山学園
- 5 園長 奥山 八郎
- 6 定員
  - (1) 保育を必要とする子どもに係る利用定員
    - ・満3歳未満の者 0人
    - ・満3歳以上の者 20人
  - (2) 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員
    - ・満3歳以上の者 45人
- 7 事業開始年月日 令和3年4月1日
- 8 その他
  - (1) 認可する施設の事業内容は、上記のほか、令和2年12月22日付け幼保連携型認定こども園の設置認可申請書に記載のとおりとする。
  - (2) 施設の運営に当たっては、呉市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年1月7日呉市条例30号）及びその他の関係法令等の規定を遵守するものとする。

呉福施指令第42号

令和3年3月11日

社会福祉法人本城福社会

理事長 田北 貴子 様

呉市長 新原 芳明



令和2年12月18日付けで申請の幼保連携型認定こども園の設置については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により、次のとおり認可します。

- 1 施設の種類 幼保連携型認定こども園
- 2 施設の名称 幼保連携型 認定こども園 昭和保育園
- 3 施設の所在地 呉市枳原町字西谷667番地2
- 4 設置主体及び経営主体 社会福祉法人本城福社会
- 5 園長 田北 邦保
- 6 定員
  - (1) 保育を必要とする子どもに係る利用定員
    - ・満3歳未満の者 47人
    - ・満3歳以上の者 63人
  - (2) 保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員
    - ・満3歳以上の者 10人
- 7 事業開始年月日 令和3年4月1日
- 8 その他
  - (1) 認可する施設の事業内容は、上記のほか、令和2年12月18日付け幼保連携型認定こども園の設置認可申請書に記載のとおりとする。
  - (2) 施設の運営に当たっては、呉市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年1月7日呉市条例30号)及びその他の関係法令等の規定を遵守するものとする。

呉福施指令第48号

令和3年3月31日

学校法人安浦幼稚園

理事長 品川 幸子 様

呉市長 新原 芳明



令和2年12月22日付けで申請の幼保連携型認定こども園の設置については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により、次のとおり認可します。

- 1 施設の種類 幼保連携型認定こども園
- 2 施設の名称 安浦幼稚園
- 3 施設の所在地 呉市安浦町内海北一丁目10番16号
- 4 設置主体及び経営主体 学校法人安浦幼稚園
- 5 園長 品川 幸子
- 6 定員
  - (1) 保育を必要とする子どもに係る利用定員
    - ・満3歳未満の者 10人
    - ・満3歳以上の者 45人
  - (2) 保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員
    - ・満3歳以上の者 45人
- 7 事業開始年月日 令和3年4月1日
- 8 その他
  - (1) 認可する施設の事業内容は、上記のほか、令和2年12月22日付け幼保連携型認定こども園の設置認可申請書に記載のとおりとする。
  - (2) 施設の運営に当たっては、呉市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年1月7日呉市条例30号)及びその他の関係法令等の規定を遵守するものとする。